振込入金専用口座利用規定

お客さまは、ドコモ SMTB ネット銀行（以下「当社」といいます。）と振込入金専用口座（第 1 条第 1 項において定義されます。）に係る取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る契約および規定に従うことに同意するものとします。

第1条（サービスの概要および定義）

1. 本規定において「本サービス」とは、当社が、当社の定める支店に代表口座を保有する銀行取引規定第 1 条の要件を満たす個人（個人事業主に限ります。）または事業者に対して提供するサービスで、第三者（以下「振込人」といいます。）がお客さま宛てに振込送金をする場合において、振込人からの振込金を収納することのみを目的とした支店（以下「振込入金専用支店」といいます。）の口座番号（以下「振込入金専用口座番号」といいます。）を発行し、同支店および振込入金専用口座番号によって特定される仮想の口座（以下便宜上「振込入金専用口座」といいますが、預金口座ではありません。）宛ての振込入金があった場合に、その都度、振込入金された資金を第 3 項に定める振替先口座に振り替えるサービスをいいます。
2. 本サービスは、お客さまが当社所定の提携企業と契約を締結している場合、その他当社所定のサービスを利用する場合等、当社所定の条件を満たす場合に限り、利用できます。
3. 「振替先口座」とは、本サービスの利用にあたり、お客さまが振込入金専用口座宛ての振込入金の振替先として指定する、お客さま名義の第1項に定める代表口座である円普通預金をいいます。

第 2 条（契約の成立）

1. お客さまは、当社の WEB サイトまたはスマートフォン用アプリケーションより本サービスの利用申込を行うものとします。
2. 当社が、当社所定の条件について審査のうえ、前項に定める利用申込を承諾したことをもって、お客さまと当社の間で本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます）が成立するものとします。なお、お客さまは、利用契約申込時に指定した振替先口座を変更することはできません。

第 3 条（振込入金専用口座番号の発行等）

1. お客さまは、前条の定めに基づき利用契約が成立した後、当社所定の方法において振込入金専用口座番号を発行することができるものとします。

2. 振込入金専用口座番号の発行は 1 口座番号単位で行うものとし、発行する口座番号の合計での上限数および 1 回の発行手続きによる上限数は当社所定の口座番号数とします。なお、当社所定の提携企業との間で契約をされているお客さまはこの限りではありません。
3. 振込入金専用支店および振込入金専用口座番号は当社が指定するものとします。なお、振込入金専用支店および振込入金専用口座番号の変更はできません。
4. 振込入金専用口座の名義は原則として当社所定の内容となりますが、一部はお客さまにて設定可能な場合があります。ただし、一度設定した振込入金専用口座の名義を変更することはできません。
5.お客さまは、自らの責任と負担において、振込人に、任意で振込入金専用口座番号を割り当て、振込確認を行うものとします。
6. お客さまは、振込入金専用口座番号を追加発行する場合、当社所定の手続きに従って行うものとします。

第 4 条（振込入金の振替等）
1. 当社は、振込入金専用口座宛の振込入金の処理が完了した後、速やかに振込入金された資金を振込入金専用口座に係る振替先口座に振替えます。なお、本サービスにおいて、振込入金された資金を複数の振替先口座に振替えることはできません。
2. 当社は、前項の定めに従い振替を行った後、振替先口座の入出金明細に当該振替に係る当社所定の情報を表示します。
3. 当社は、振込入金専用口座宛に振り込まれた資金について振込人より組戻依頼があり、お客さまがこれに同意した場合、振替先口座より組み戻しを行います。

第 5 条（振込入金専用口座番号の削除）
お客さまは、振込入金専用口座番号を削除する場合、当社所定の手続きに従って行うものとします。

第 6 条（利用契約の解約）
1. お客さまは、発行されたすべての振込入金専用口座番号の削除手続を完了することにより、利用契約を解約することができます。なお、当社は、お客さまが発行されたすべての振込入金専用口座番号の削除手続を完了した場合は、利用契約を解約したものとみなします。
~~2~~2. 当社は、お客さまが振替先口座に係る預金契約を解約した場合、利用契約を解約したものとみなします。
~~3~~3. 当社は、お客さまが当社所定の提携企業との間の契約を解約した場合、利用契約を解約したものとみなします。ただし、当社所定のサービスを利用する場合等当社所定の条件を満たす場合を除きます。

第 7 条（取扱時間等）

1. 本サービスの取扱（利用申込、振込入金専用口座番号の発行・削除等の受付を含みます。）時間は、原則週 7 日とし、1 日 24 時間利用可能とします。ただし、システム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、本サービスの提供を一時停止、または中止することがあります。

2. 振込入金専用口座は、振込入金専用口座番号の発行後利用可能となるものとし、利用開始日時を指定しての発行予約はできません。

第 8 条（禁止事項）

1. お客さまは、海外送金による資金の受け取りに本サービスを利用してはならないものとします。

2. お客さまは、本サービスの利用に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に定める行為、またはそれらのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為

(2) 当社のサービス運営を妨害する行為

(3) 当社または第三者の信用を毀損し、または当社または第三者の財産を侵害する行為

(4) 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により、当社または第三者の個人情報を収集する行為

(5) 法令、条例、条約、自主規制等に違反する行為

(6) 反社会的あるいは反道徳的な目的による行為

(7) 公序良俗に反する表現・内容を含む行為

(8) 前各号に準じる行為

第 9 条（手数料）

お客さまは、当社所定の本サービスに係る各種取扱手数料およびこれに対する消費税額（以下「取扱手数料等」といいます）を支払うものとします。なお、当社は、取扱手数料等を、お客さまの振替先口座から自動的に引落す方法により受領するものとします。

第 10 条（サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社 WEB サイトにおける掲示その他の方法で事前に日時および内容を告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

2. 前項の規定による本サービスの内容変更または中止もしくは終了によりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

第 11 条（サービス提供の終了等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの承諾、お客さまに対する通知その他の手続きを要することなく、振込入金専用口座番号の発行を含む本サービスの一部または全部の提供を停止し、また利用契約を解除することができるものとします。
(1) 本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはその恐れがあると当社が判断した場合
(2) 当社が、銀行取引規定に基づき振替先口座における預金取引の全部または一部を停止し、または振替先口座を解約した場合
(3) 取扱手数料等の引落しが長期に渡り実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合
(4) お客さまが、本規定の変更に同意しない場合
(5) お客さまが、本規定、または各取引規定その他当社が定める規定に違反した場合
(6) 前各号の他、当社が本サービスの提供を停止し、または利用契約を解除すべきと判断する相当の事由がある場合
2. 前項第1号に定める場合、お客さまは、当社所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。
3. 第 1 項による本サービスの一部もしくは全部の提供停止または利用契約の解除によりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

第 12 条（規定の準用）
当社との取引に関し、本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、各取引規定その他当社の定めるところによるものとします。各取引規定その他の定めは、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 13 条（規定の変更）
当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。
(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
(2) 変更の内容が、利用契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以 上